

# 陳炯「特權」國會也

愛煙議員ら圧力▶規制骨抜き

各機関の受動喫煙対策		国 会	道 議 会	裁 判 所	行政機関 (省庁、都道府県など)
改正健康増進法の規定		原則屋内禁煙(喫煙専用室でのみ喫煙可) ※来年4月~			(原則)敷地内禁煙 ※今年7月~
法律上必要な対策		分煙の徹底			屋内全面禁煙 屋外喫煙所は設置可
対応	既存の喫煙所を基本的に維持	自民党会派が新設位置を決定	道内全施設が独自に屋外を含む禁煙に	道厅は屋外喫煙所を設置。撤去する来春以降の対応は未定	

**改正健康増進法** 他人が吸うた後の煙を吸い込む受動喫煙を防ぐため、多額の罰則を設けた法律。施設内を原則禁煙とすることを定めた法律。昨年7月に成立した。今年7月から一部が施行され、行政機関、学校、病院が原則敷地内禁煙となつた。屋内は全面禁煙で、屋外には喫煙所を設置することもできる。全面施行される来年4月からはホテル、飲食店、鉄道、議決機関などが原則屋内禁煙となるが、煙が外部に漏れないようにする喫煙専用室を設置できる。

次に、国際的に競争力のある産業の強化を検討。17年3月に公表した「健全増進法改正案」の当初案では、国会会議の議決機関を「官公庁」を屋内全面禁煙とした。だが、1年後に国会へ提出された案では「官公庁」の分類が消えた。省庁や都道府県庁などによる「行政機關」は、飲食店やホーリルドと同じく、「議決機関」は、喫煙室や「原創屋内全面禁煙」に後退した。議員を特別扱いして規制が骨抜きになれた形だ。複数の議員は「規制に反対する議員から強い圧力がある」と明かす。国会議員は愛煙家が多く、たばこ問題に受けてからも野党に譲り受けたままだった。

ス派室へも80力所へ

全会員が煙を吸われるのも珍しい。  
全国会員学園コースの廊下に控えめに受動喫煙の恐れがある。

(自民・道民会議幹部)と  
議員に問題を提起され、野田毅と白石哲の二人が答弁を行った。分論にていたわら構団年金に対する意見も述べられた。議員たちは、年金の重鎮が名を連ねる。  
国会でも対策強化を望む声は多くなった。受動営運対策を前に審議する衆議院本会議にて、  
議員たちは分権派議員たちへ向けても対策強化を望む旨を述べた。議員たちは、年金の重鎮が名を連ねる。  
議員たちは、年金の重鎮が名を連ねる。